

質問の概要とそれに対する札幌市の回答

質問者	議案に対する質問	回答
市民（公募） 斉藤委員	<p>【(1)ア 介護保険被保険者数と要介護等認定者数】 認定者のうち、計画人数を超えているものの要因・背景はどのように分析しているのか。</p>	<p>概ね計画の範囲内で推移していることから、その背景等について具体的な分析は行っておりません。</p> <p>しかしながら、第1号被保険者では比較的重度の認定者が増加傾向にあり、第2号被保険者では要介護1～5で計画値を上回っていることから、重度化防止により一層取り組んでいく必要があると考えているところです。</p>
	<p>【(1)ウ 要介護度別サービス利用状況】 サービスを利用していない人は、要支援認定者では38.7%、要介護認定者では17.3%いる（計画P53）が、未利用の理由のうち、特に①「サービス利用料が負担になるから」、②「サービスを受けたいが手続きや利用方法がわからない」、③「利用を希望したが、サービスに空きがないから」という方々は、対応を必要とするのではないか。未利用の方々の把握と状況の確認はしているのか。</p>	<p>① 対応の1つとして、お支払いいただいた自己負担額について、上限額を超えた分を払い戻す「高額介護サービス費」があり、「なるほど実になる介護保険」等で広く周知しております。また、今年度より、従前は年1回行っていた高額介護サービス費の申請勧奨を毎月行うこととし、お支払いいただいた自己負担額を対象となる皆さまに広く払い戻すことができるようにしております。</p> <p>② 地域包括支援センターの役割に、高齢者の総合相談支援業務があり、その中で、介護保険制度やそのサービスの利用方法などに関して相談をお受けしております。また、要支援認定者のうち介護保険サービスの未利用者に関しては、必要に応じて、訪問や電話、書面などにより状況を把握し、必要なサービスにつなげたり、適切な介護予防の取組を行ったりすることができるよう支援しているところです。</p> <p>③ サービスの種別や利用者個々によって事情が異なる面もあり、一律的な対応は困難であることから、そのようなお声があった際は必要な対応について検討してまいります。</p>

質問の概要とそれに対する札幌市の回答

質問者	議案に対する質問	回答
市民（公募） 斉藤委員	【(1)エ サービスの利用者数】 居宅サービスでは、通所介護と通所リハビリテーション、短期入所生活介護が計画を下回っているが（介護予防も同様の傾向）、要因・背景をどのように分析しているのか。	別紙1をご参照ください。
市民（公募） 田村委員	計画比から若干の開きは許容範囲と考えられるが、80%台のサービスについての評価分析を教えてください。	
市民（公募） 斉藤委員	【(1)オ 主なサービス受給者1人当たりの利用日数・回数】 サービス受給者1人当たりの利用日数・回数で、訪問介護回数以外がすべて全国平均・政令市平均を下回っている理由は何か。北海道平均も同様に下回っており、北海道・札幌に特有の条件があるのか。	北海道・札幌市においては、積雪地帯であるという条件がありますが、それが受給者の利用日・回数が全国平均、政令市より下回っている理由であるかについて分析は行っておりません。
	㊦ 訪問介護以外がすべて全国・政令市平均を下回っている理由の分析は行っていないとの回答だが、では何のためのグラフなのか。今後のサービスや施策に活かすためには分析が必要ではないか。すべてが下回っているのではなく、訪問介護だけが平均を上回っているのは、理由があるはずだ。積雪寒冷地というなら、冬期間も長いことから短期入所が平均より上回ることがあっても良さそうだが、そうでもない。平均並みでないということは何が足りないのか、考えてみるべきではないか。	お示ししたグラフは、札幌市における各サービスの利用日数・回数の推移を表したものです。全国・北海道・政令市平均は、本市のサービス利用状況に特徴的な傾向が見られないかを判断するための参考として併記したものであり、介護サービスの多寡について他都市と比較する意図はありません。 また、サービスの利用日数・回数は、利用者それぞれの状況に合わせてケアマネジャーが居宅サービス計画を作成したうえで決定するものであるため、このグラフで本市における介護サービスの過不足を判断することは難しいと考えておりますが、その点は、引き続きケアプラン点検等を通じた分析を進めながら、給付の適正化に努めてまいります。

質問の概要とそれに対する札幌市の回答

質問者	議案に対する質問	回答
市民（公募） 斉藤委員	<p>【(1)キ 重点的な取組の進捗状況】 <仮称> 基幹型支援センターの設置 「基幹型支援センター」とは、具体的にどのようなものか。地域包括支援センターとの関係や位置づけはどのようなのか。試行実施を予定している区はどこか。</p>	<p>複合的な福祉課題を抱える世帯について組織横断的な支援調整を担うため区の保健福祉部に置く組織で、名称は「支援調整室」となります。地域包括支援センターは、連携する関係機関の1つとなります。試行実施を行うモデル区として、人口の多い北区及び東区を予定しております。</p>
市民（公募） 田村委員	<p>「基幹型支援センター」とは、基幹型の包括支援センターということか。 包括支援センターからの出向など経験交流がなければ、地域の居宅介護支援事業所などからの困難事例相談支援はなかなか難しいと思うが、試行する「一部の区」はどのように決定するのか。 また、ワーキンググループの構成とその理由、開催計画について教えてほしい。</p>	<p>ワーキンググループは、市の関係部の職員により構成し、複合的な福祉課題に係る支援対象、事務フローなどの実務について検討してきました。令和3年度はこれまでに5回開催しております。</p>

質問の概要とそれに対する札幌市の回答

質問者	議案に対する質問	回答
市民（公募） 斉藤委員	<p>【(1)キ 重点的な取組の進捗状況】 <介護予防の充実> 「自主活動化支援事業」の説明をお願いしたい。 また、介護予防センターに委託とあるが、それは予算を伴うものか。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の中で、介護予防教室や民間・地域による介護予防の取り組みが休止を余儀なくされているが、今後の対応策や各地で工夫している経験などを教えてほしい。</p>	<p>住民主体の介護予防活動が継続的に実施されるよう、中心的な役割を担っている方又はこれからの担い手に対して、自主的な運営のノウハウに関する助言や技術指導、交流の機会を提供する事業です。この事業に係る予算は、介護予防センターに委託して執行しております。</p> <p>介護予防教室の実施及び通いの場への支援は、基本的に対面で行うものですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止および参加者の多様なニーズに対応するため、一部オンラインを活用した教室の実施や、介護予防の普及啓発を行っております。また、専門職とも連携しながら文書で対象者のセルフケア能力向上に向けた支援を行っております。</p>
市民（公募） 田村委員	<p>コロナ前まで進めてきた「居場所づくり」は、コロナ後はストップしていると聞いており、高齢者に適したコミュニケーション方法となると対面や電話での対話が基本だと考えるが、「両立に向けた支援」の具体的内容と実績を教えてほしい。</p>	<p>令和3年度上半期は、介護予防教室1,701回の実績のうち、オンラインでの実施は450回でした。また、感染拡大期間に活動を休止していた通いの場に対して必要に応じて再開に向けた支援も行っており、令和3年11月時点では、市が活動状況を把握している通いの場1,110団体のうち7割程度が再開しているもしくは再開予定であることを確認しております。</p>

質問の概要とそれに対する札幌市の回答

質問者	議案に対する質問	回答
市民（公募） 斉藤委員	<p>【(1)キ 重点的な取組の進捗状況】 <成年後見制度の利用促進> 計画書にある「中核機関」とはどのようなものか。</p>	<p>本市の権利擁護支援に関わる関係団体の皆さまとの連携体制を構築しつつ、成年後見制度の利用促進の強化に向けた広報・啓発活動や相談対応に取り組むことを予定しております。</p> <p>また、中核機関の設置にあたっては、これまでの成年後見に関する市民後見人の養成や市長申立て、報酬助成の手続き業務等の実績があり、中立性などの観点も踏まえ、札幌市社会福祉協議会への委託により実施することを本市では想定しております。</p>
	<p>市長申立事案、本人・親族申立事案の資産・収入等の要件を満たした方の「要件」とはどのようなものか。</p>	<p>札幌市に居住する被後見人等のうち、次の基準に該当する方が対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護を受給している方 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている方 3 資産・収入等の状況から、第1号に準じると認められる方（※） <p>※ 「第1号に準じると認められる方」は、下記のいずれかに該当する方となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者 (2) 家庭裁判所の審判日において、下記ア～オのすべてを満たす者 <p>ア 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。</p> <p>イ 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。</p> <p>ウ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと</p> <p>エ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。</p> <p>オ 市町村民税非課税世帯であること。</p> <p>その他、本人の福祉を図るために特別の事情があると高齢保健福祉部長または障がい保健福祉部長が認める場合。</p>

質問の概要とそれに対する札幌市の回答

質問者	議案に対する質問	回答																
市民（公募） 齊藤委員	<p>【(1)キ 重点的な取組の進捗状況】 <成年後見制度の利用促進> ㊦ 司法書士会、弁護士会などとの連携や協力もいただいているのか。</p>	<p>各専門職団体を通じて成年後見制度の利用支援に係る事業周知を図るなど、成年後見制度に関わりの深い団体には日頃よりご協力をいただいております。</p>																
市民（公募） 田村委員	<p>市長申立て件数、申立てから決定までの期間、報酬助成金額について、直近3年間分の実績比較を教えてください。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和元年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申立件数</td> <td>39件</td> <td>34件</td> <td>24件</td> </tr> <tr> <td>申立てから決定までの平均所要期間</td> <td>46日</td> <td>49日</td> <td>33日</td> </tr> <tr> <td>報酬助成額</td> <td>4,662,000円</td> <td>4,900,391円</td> <td>3,842,622円</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度	令和元年度	平成30年度	申立件数	39件	34件	24件	申立てから決定までの平均所要期間	46日	49日	33日	報酬助成額	4,662,000円	4,900,391円	3,842,622円
	令和2年度	令和元年度	平成30年度															
申立件数	39件	34件	24件															
申立てから決定までの平均所要期間	46日	49日	33日															
報酬助成額	4,662,000円	4,900,391円	3,842,622円															
市民（公募） 齊藤委員	<p>【(1)キ 重点的な取組の進捗状況】 <担い手の確保の取組> 研修内容による参加者のばらつきは、どのようなテーマが少なく、どのようなテーマが多いのか。 また、今後の「研修内容等を調整」とは、どのようなことを考えているのか。 研修参加について、介護現場では体制の確保が悩ましいという声も聞かれるが、事業者・参加者からの研修への意見が出されていれば紹介してほしい。</p>	<p>過去の参加実績を見ると、クレーム・ハラスメント対策等のコミュニケーションに係る研修の参加者が多く、外国人や地域人材介護助手の活用促進研修の受講者が少ない傾向があります。 参加者が少ない内容については、今後の担い手確保の観点から必要必須かつ、国も支援を拡大する項目のため、研修時間の短縮や他の研修と統合する等調整して、受講促進に努めます。 本研修については、いずれも単日で2時間の受講のため、体制確保の意見は出ておりません。なお、令和2年度よりコロナ禍での研修対応とし、オンライン研修としておりますが、受講者の83.3%が今後もオンライン研修の方が受講しやすいと回答しております。</p>																

質問の概要とそれに対する札幌市の回答

質問者	議案に対する質問	回答
市民（公募） 斉藤委員	<p>【(1)キ 重点的な取組の進捗状況】 <担い手の確保の取組> 担い手の確保では、介護従事者の処遇改善、とりわけ賃金などの条件の改善が最重要と考えており、国では、「介護職員処遇改善支援補助金」で賃上げ効果につながるように計画しているが、自治体の関与できる範囲や対策はどのようになっているのか。</p>	<p>介護職員処遇改善支援補助金については、事業所が都道府県に対して計画書を提出し、補助金が支払われる仕組みとなっておりますが、正式な実施要綱等が国から示されておらず、自治体の関与できる範囲や対策についても未定となっております。</p> <p>なお、介護職員処遇改善支援補助金の対象となる処遇改善加算を算定している事業所は 1,978 か所（令和4年1月31日時点）となっております。</p>
市民（公募） 田村委員	<p>処遇改善支援補助金の対象については、どの程度の市内事業所で申請条件が整っている（処遇改善加算を取得している）のか。また、補助金活用に関して、市の役割はどのようなことか。</p>	
	<p>定着化研修の委託先、研修テーマ、講師、時間、参加者数、研修参加者アンケート結果について、直近3年間分の実績比較を教えてください。</p>	<p>令和3年度については、業務未完了のため、平成30年度から令和2年度の実績について別紙2のとおり回答いたします。</p>
	<p>【(1)キ 重点的な取組の進捗状況】 <介護現場の業務負担軽減の取組> 普及率が低ければ対策を検討する必要があるため、札幌市におけるA I・I C Tの普及状況がわかるデータ（例えば、助成金利用件数など）や資料などを提供してほしい。</p>	<p>普及状況がわかる資料として、令和元年度と3年度に本市が介護サービス事業者に実施したアンケート結果は別紙3のとおりです。</p> <p>なお、介護ロボット、A I・I C Tの導入支援につきましては、北海道が地域医療介護総合確保基金を活用して「介護ロボット普及推進事業」を実施しています。</p>

質問の概要とそれに対する札幌市の回答

質問者	議案に対する質問	回答																		
市民（公募） 斉藤委員	<p>【(1)キ 重点的な取組の進捗状況】 <給付適正化の取組> 利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントについて、利用者の自立とは、その人に必要な介護サービス利用などの支援を得ながら、その人らしく暮らしていくことであり、介護サービス利用からの「卒業」ではないと考えるが、市の考えはいかがか。</p> <p>その点では、訪問介護の生活援助のケアプランに介護度別の利用回数の制限が導入されていることは、個人のそれぞれの状態を考慮しない一律のやり方だと思われるが、この生活援助の「標準利用回数」を超える場合の「届け出」は、どのくらいあるのか。要介護1～5のそれぞれで、昨年の一定期間の実態を示してほしい。</p>	<p>厚生労働省の「『適切なケアマネジメント手法』の手引き」においては、「ケアマネジメントが目指すのは本人の尊厳を尊重し、住み慣れた地域でできるだけ暮らし続けられるよう、生活全般を支える体制を整え、自立支援を実現すること」と示されており、本市も同様に考えます。</p> <p>一定回数以上の訪問介護（生活援助中心型）利用に関する届出は、令和2年度は10件でした（下表を参照）。</p> <p>なお、生活援助中心型サービスが一定回数以上となったことをもってサービスの利用制限を行うものではありません。</p> <table border="1" data-bbox="1106 708 2128 1037"> <thead> <tr> <th>要介護度</th> <th>人数</th> <th>居宅サービス計画に位置づけた回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>0人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>5人</td> <td>35回、38回、43回、51回（2件）</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>1人</td> <td>45回</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>0人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>4人</td> <td>34回、35回、62回、88回</td> </tr> </tbody> </table>	要介護度	人数	居宅サービス計画に位置づけた回数	要介護1	0人		要介護2	5人	35回、38回、43回、51回（2件）	要介護3	1人	45回	要介護4	0人		要介護5	4人	34回、35回、62回、88回
要介護度	人数	居宅サービス計画に位置づけた回数																		
要介護1	0人																			
要介護2	5人	35回、38回、43回、51回（2件）																		
要介護3	1人	45回																		
要介護4	0人																			
要介護5	4人	34回、35回、62回、88回																		
	<p>㊦ 基準回数を超えたケアプランは市町村が点検、地域ケア会議で検証され是正も求められる。これではケアマネジャーの専門性を疑っていることになり、ケアマネジャーが萎縮し、届出の前にサービスを減らしてしまうなどの自主規制や忖度も考えられるが、行政の点検や地域ケア会議では、どの程度の届出回数が認められているのか。</p>	<p>本市では、届出のあった居宅サービス計画について、本市の介護給付適正化検討会議（市職員及び外部オブザーバー）で点検し、助言・指導を行うこととしております。届出回数については、先にお答えしたとおりです（届出回数を認める、又は認めないといった性質のものではありません）。</p>																		

質問の概要とそれに対する札幌市の回答

質問者	議案に対する質問	回答
市民（公募） 田村委員	<p>【(1)キ 重点的な取組の進捗状況】</p> <p><給付適正化の取組></p> <p>点検に関わる人件費などの費用を教えてください。</p> <p>また、点検に際しA Iなどのシステム利用状況（まだであれば導入の検討状況）を教えてください。</p>	<p><縦覧点検・医療情報との突合></p> <p>「介護給付適正化保険者支援事業」として、北海道国民健康保険団体連合会が各保険者から受託して行っている業務であり、委託にあたっての費用は発生していません。</p> <p>また、受託者は介護保険審査支払等システムを利用し、当該システムから出力される帳票で内容の点検を行っています。</p> <p><ケアプラン点検の実施></p> <p>北海道介護支援専門員協会に委託して実施しており、令和3年度の委託費は40件で742,500円です。</p> <p>委託により実施しているため、A Iなどのシステムの利用はなく、導入の予定もありません。</p>
	<p>事業所の職員が、実施していないサービスの算定を強要されるなどの違法行為を強いられた場合の相談通報先は、周知されているか。</p>	<p>違法行為の通報先としての周知は行っていませんが、本市公式ホームページに介護サービス事業所向けのページがあり、各種問い合わせ先として周知されているため、介護サービス事業者の従業者より通報は入っており、必要な対応を行っております。</p>

質問の概要とそれに対する札幌市の回答

質問者	議案に対する質問	回答
市民（公募） 斉藤委員	<p>【(2) 次期計画策定に向けたアンケート調査の実施について】</p> <p>高齢社会に対する意識調査では、平成28年版では20～64歳調査だったものが、令和元年調査では40～64歳調査に変わったのはなぜか。20歳以上調査で良いのではないかと思う。</p>	<p>本市で実施している「高齢社会に対する意識調査」は、平成28年度及び令和元年度のいずれにおいても、65歳以上の市民及び40歳以上64歳以下の市民を調査対象としているところです。</p> <p>なお、平成28年度には、生涯現役社会の実現に向けた高齢者の社会参加支援の具体策を立案するに当たり、社会参加に関する市民意識を把握し、検討の参考とするために「社会参加に関する市民意識調査」（20歳以上64歳以下の市民及び65歳以上の市民が調査対象）も実施しております。</p>
	<p>令和元年調査の報告書を、参考資料として各委員へ配布してもらえると良いのではないか。</p>	<p>今後の議事内容等に応じて、資料提供を検討いたします。</p> <p>なお、過去に実施した調査の報告書は、本市公式ホームページで公表しておりますので、そちらをご確認いただけますと幸いです。</p> <p>(https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k500plan/k500index.html)</p>

質問の概要とそれに対する札幌市の回答

（その他の質問）

質問者	議案以外の質問	回答
市民（公募） 斉藤委員	介護施設などへの新型コロナのスクリーニング検査は、1月終了が継続となったと聞いたが、今後の計画を教えてほしい。	スクリーニング検査を希望した介護事業所等に対して、令和4年3月までの継続を決定し、実施しております。その後の継続については、感染状況に応じて保健所が判断することとなっています。
	介護保険料のコロナ減免の継続について、国の方針は出されているのか。	本回答作成時点において、令和4年度以降のコロナ減免に関する情報は示されておりません。
	この冬の大雪で除雪が大変となり、道路事情も悪く渋滞が多くなっている。通所系や訪問系の介護サービスは、送迎や訪問に車を使うため大変と聞いているが、利用者や事業者からの声は届いているか。	通所系サービス事業所より、「送迎に時間がかかることにより、利用時間が短くなり、請求できる介護報酬が少なくなることに對する緩和措置があれば良い」とのご意見が20件ほど寄せられております。

質問の概要とそれに対する札幌市の回答

質問者	議案以外の質問	回答
市民（公募） 田村委員	<p>第1回委員会において「補足給付の厳格化」について討議があり、私から「札幌市は区の窓口にて通帳コピーの提出などにより決定している。よって、今まで給付対象であったが非該当となった件数などを把握しているはず。次回以降で良いので調べて教えてほしい」と伝えた。</p> <p>①入所していた施設を退所せざるを得なく、退所した件数、②区役所や市役所担当課への相談件数、③対象であったが非該当となった件数を教えてほしい。</p>	<p>① 札幌市では、負担限度額認定者の施設(短期)入退所状況について集計を行っておりませんが、一定数の被保険者が、変更による負担増の影響を受けていると推測します。</p> <p>② 全市で約800件</p> <p>③ 令和3年7月現在で補足給付を受けていた方のうち、令和3年8月時に非該当（不承認）となった件数は618件です。このうち、預貯金要件で非該当となった件数は539件であり、これが制度改正により非該当となった件数であると考えます。</p>
市民（公募） 斉藤委員	<p>㊦ 補足給付の厳格化に関して、一定の影響調査の結果が出たことは前進だと思うが、影響調査は、非該当になった方や、該当でも負担増になった方がどのように対処しているのかを調べる必要があるのではないか。</p>	<p>補足給付につきましては、被保険者やご家族からのお問合せをいただいているところです。札幌市としましては、これらを踏まえ、国への要望等を検討してまいりたいと考えます。</p> <p>ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>